

認定地域クラブ活動支援金：Q & A

No.	区分	Q	A
1	共通	活動支援金等の支給を受ける際の口座は、会計担当者の個人名義の口座でも良いか。	活動支援金等は保護者会（団体）の口座に振り込みます。 「個人」や「中学校部活動」名義の口座への振込はできませんので、保護者会（団体）名義の口座を開設してください。
2	共通	保護者会の口座の名義は、誰の名前がよいのか。（保護者会会長名、保護者会会計担当者名又は地域クラブ活動の代表者名）	保護者会の会長、会計担当者など保護者会の構成員の名前が適切だと考えます。 (例：●●地域クラブ活動 保護者会長 ◆◆ ◆◆、会計担当 ▼▼ ▼▼ など)
3	共通	支払時期が2月下旬とありますが、費用を保護者会や指導人材等による立替が必要となる。支払時期まで個人負担が大きく、その都度申請し、支払う形を検討いただけないか。	活動支援費は、保護者会費の負担軽減のため、国、県の補助金を受けて助成するものですので、対象経費を保護者会が支出した事実を確認させていただく必要があります。 そのため、保護者会の皆様からは一時的にご負担いただき、支出の内容や事実（証拠書類）の審査させていただいたうえでお支払いする必要があります。 また、その都度の申請については、保護者会と運営団体の双方で事務負担が増大するため、難しいことをご理解ください。
4	共通	消耗品購入や物品修理に関しては学校名で発注した方が安価で購入・修理ができるようなのですが、この場合は支援対象になるか。	領収書等の宛名は保護者会（例：○○○○（クラブ名）保護者会）をお願いします。 また、学校や個人所有の楽器の修繕料は、保護者会で負担した場合であっても活動支援金の対象外です。
5	共通	支援金の取扱いは、事前に総会等で承認を得るとあるが、4月の総会時に「将来的に活用します」という段階で承認を得るのか、支援請求額が決まった段階なのか、その両方なのか。	保護者会の承認の時期は特に決まっていますが、出来ましたら、保護者会費の集金時に、後払いで市からスポーツ協会を経由して補助金が振込まれる予定であることをお知らせいただき、振込み後の補助金の取り扱いについて予め決めておいていただくと、保護者会の運営上効率的だと考えております。
6	共通	根拠資料として、「見積書－請求書－領収書」の3点が必要でしょうか。店頭で購入した場合には、見積書や請求書はなく、領収書（レシート）のみで良いか。	見積書、請求書、領収書の添付が難しい場合は、積算根拠（品名、単価、数量）が記載された領収書（レシート）のみで可能です。
7	共通	登録料、大会参加費には、クラブのメンバー個人の協会登録費用や、個人戦の大会参加費も含まれると考えて良いか。	活動支援金は国の補助金の交付を受けて行うものです。国庫補助金上、団体登録料のほかに個人の登録料も対象になること、大会参加費では大会の制限を特に設けていないことを確認していますので、問題ないと考えます。
8	卓球	卓球協会へ登録すると、協会公認の白紙状態の公認ゼッケンが送られてきて、その公認ゼッケンへ名前やクラブ名を印刷したうえで、大会に参加する事になります。このゼッケン印刷費用も支援対象と考えて良いか。	活動支援金は国の補助金の交付を受けて行うものです。国庫補助金では、個人で所有し、使用するスポーツ用品・用具等は補助対象外とされています。お問い合わせのゼッケンは、個人の名前を印刷するとのことですので、個人で所有し、使用するものに該当することから、その印刷費用も対象外と考えます。

認定地域クラブ活動支援金：Q & A

No.	区分	Q	A
9	共通	支援上限額が「登録人数×上限金額」とされていますが、この考え方は次のどちらを想定したもので良いか。 ①支援金額を算定するための基準であり、支援金はクラブ全体の活動資金として運用するもの。 ②参加者一人ひとりへの助成であり、支援金は個人に帰属するもの。	算定方法の考え方は①になります。 ながおかCome100クラブ活動では、参加費で賄っている指導者への報酬や保険料のほかに、活動の内容に応じて様々な経費が必要となり、現在、保護者会費からこれらの経費を支出してもらっているところですが、活動支援金は、この経費の一部を支援することで、保護者負担の軽減を図ることを目的とした制度です。 活動支援金の入金後にその全部又は一部を保護者（個人）に返金するのか、返金せずにその後の活動経費として活用するのか、その取り扱いについてはクラブ活動の実情に合わせて話し合いで決めてください。
10	共通	支援金を受ける際の提出書類について、スポーツ店で購入した場合は請求書と領収書は受け取れると思いますが、ネット通販サイトで購入した場合個人のクレジットカードで支払い領収書は発行できるようですが、請求書と領収書は必ず必要か。	活動支援金は、国の補助金の交付を受けて支給するものですので、支給対象経費については国庫補助金の要件を満たすものになります。 国は、対象経費の額の確認のために、証憑書類として「領収書」、「見積書などの積算根拠資料（品名、単価、数量がわかる書類）」を求めていますので、これらの書類が必ず必要です。 なお、領収書に積算根拠（品名、単価、数量）が明記されている場合には、見積書などの積算根拠資料の省略が可能であることを確認しています。
11	共通	支援金を受ける際の提出書類について、支払いはクラブで開設した会計の預金口座からの振り込みでなければならないのか。	活動支援金は、保護者会が保護者会費から支出した経費を対象に、保護者会に対して支給するものです。令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金支給事業実施要項の項番5の(1)に記載のとおり、立替払いも可としていますので、クラブで開設した会計の預金口座からの振り込みでなければならないということはありませんが、最終的に保護者会費から支出されているものでなければなりません。
12	共通	通販サイトではポイントなども発生するためどのような場合は支援金が受け取れないケースがあるのか。	国は「購入等の際に発生するポイントの取得等による個人の特典は、その取得を自粛すること」としていますが、ポイントの付与が発生していることが明らかな場合には、当該ポイント相当額を控除した額を補助対象経費とすることを確認していますので、支給の対象外になることはありません。
13	共通	宛名は保護者会とすることとありますが、すでに支払った大会参加費は「クラブ名」のみの宛名となっているが大丈夫か。	大会主催者が参加クラブ宛に領収書を発行しているということでしたら、領収書を「クラブ名」のみの宛名で大丈夫です。

認定地域クラブ活動支援金：Q & A

No.	区分	Q	A
14	屋外 種目	地域クラブ活動時の熱中症対策の簡易テントは対象となるか。	活動支援金は、国の補助金の交付を受けて支給するものです。国庫補助金上、消耗品費は活動支援金支給事業実施要項に記載のとおり、次の要件を満たすものが対象です。 ①活動の実施に真に必要な経費 ②地域クラブ活動として所有し、参加者が共用する用品・用具等で、取得単価が税込5万円未満 ③地域クラブ活動のみに使用される物品 お問い合わせの簡易テントは、地域クラブ活動時の熱中症対策用物品であり①の要件を満たしていると考えますので、②③の要件を満たす場合には対象と考えます。
15	屋外 種目	グラウンド・コート等の活動場所の整備用の除草剤は対象となるか。	活動場所が地域クラブ活動以外の部活動などでも使用されることや、本来、施設管理者（学校）が対応すべきものであることなどから対象外と考えます。
16	共通	申請はメールのみで良いか。	領収書の写し等の提出を求めていますので、郵送、持参を想定しています。
17	共通	税込5万円を超える物品の購入はできるか。	税込5万円を超える物品の購入費は活動支援金の対象としていません。
18	共通	提出書類の中に「予算書の写し」と記載がありますが、この「予算書」とは具体的にどのような内容のものか。	活動支援金は、保護者会が保護者会費から支出した経費を対象に、保護者会に対して支給するものですので、予算書は保護者会費のものを指しています。保護者会の総会で承認を受けた予算書の写しを提出してください。
19	共通	対象経費で登録料がありますが、こちらはCome100クラブの年間登録料のことですか。	登録料は各種目の協会や連盟などの団体にチームや選手を登録する際に必要な登録料のことです。なおCome100クラブ活動の年間登録料のことではありません。
20	共通	税込5万円未満の消耗品の購入費について、チームで保有・引き継ぐユニフォーム、横断幕、熱中症対策のスポーツ飲料水、大会、練習会時の本部のお茶代は、対象ですか。	活動支援金は国の補助金の交付を受けて支給するものですので、支給対象経費は国庫補助金の要件を満たすものになります。 国庫補助金上、補助対象は「活動の実施に真に必要なものであること」が要件となっています。また、消耗品については「地域クラブ活動のみに使用される物品で、参加者が共用（参加者に共通して裨益）する用品・用具等」が対象であり、個人の裨益となるもの（おやつ、スポーツ飲料、個人で購入すべき用品等）は対象外です。 このことを踏まえ、「チームで保有、引き継ぐユニフォーム」は対象と考えます。「横断幕」は何のために必要なか不明なので明言はできませんが、例えば、大会参加の条件になっている必要物品ということであれば対象と考えますが、活動の実施にあたり参加者が共用する物品とは言い難いため、基本的には対象外と考えます。最後に「熱中症対策のスポーツ飲料水」、「大会、練習会時の本部のお茶代」は個人の裨益となるものに該当しますので対象外です。